岡山県生成 AI 利活用ガイドライン

第２.０版：令和８年４月１日

総務部デジタル推進課

１　本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、生成 AI の適正な利用を促進するため、本県職員が生成 AI を利用する際に遵守・留意すべき事項を定めるものである。

生成 AI は、専門的な知識を必要とせずに、文書作成やアイデア出し等に活用できる一方で、入力するデータの内容や、出力される生成物の利用方法によっては、情報漏洩、著作権侵害等の問題が発生するおそれがあることから、本ガイドラインの内容を十分に理解した上で、適正に利用すること。

また、生成 AI の利用にあたり、疑義が生じた場合には、デジタル推進課に確認するなどし、適正な利用が図られるよう努めること。

なお、本ガイドラインは、国や社会の動向等を踏まえ、見直しを行う場合がある。

２　対象とする生成 AI

本ガイドラインは、生成 AI を用いたサービス（Web ブラウザ等で利用するチャットサービスのほか、アプリケーション等に生成 AI 機能を組み込んだサービスを含む。以下「生成 AI サービス」という。）の全てを対象とする。ただし、「５生成物の利用における注意事項」は、主にテキスト生成 AI に関する内容であり、画像や動画を生成する AI や高度なタスクを実行できる AI（AI エージェント等）の特有のリスクについては、十分に網羅されていないため、必要に応じてデジタル推進課に確認を行うこと。

本ガイドラインでは、生成 AI サービスを以下の２種類に分類する。

①デジタル推進課が指定する生成 AI サービス

②その他の生成 AI サービス

３　情報資産と利用可能な生成 AI サービスの分類

情報資産の種別に応じて、利用可能な生成 AI サービスは、以下の表のとおりとする。

No	情報資産	利用可能な生成 AI サービス
①	機密性区分（※１）がレベル３の情報のうち、次に該当するもの ・特定個人情報（**マイナンバー**） ・行政文書の管理に関するガイドライン（平成２３年４月１日内閣総理大臣決定）に定める秘密文書に相当する文書（**例：国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報**） ・漏えい等が生じた際に、個人の権利利益の侵害の度合いが大きく、事務又は業務の規模や性質上、取扱いに非常に留意すべき情報（**例：税務、各種給付、医療・福祉等の業務におけるシステムや Excel 等で管理するデータベース化された個人情報**）	生成 AI サービスへの入力は禁止（※２）
②	機密性区分がレベル３の情報のうち、①に該当しない情報（個人情報など必要最小限の者のみが取り扱うべきもの）	デジタル推進課が指定する生成 AI サービスのうち、入力可能な情報を「機密性区分がレベル３以下の情報」と定めるもの
③	機密性区分がレベル２の情報（外部への公開を予定していないもの）	デジタル推進課が指定する生成 AI サービス
④	機密性区分がレベル１に該当するもの（既に公開されている情報、または公開しても差し支えない一般的な情報）	デジタル推進課が指定する生成 AI サービス又はその他の生成 AI サービス

※１… 機密性区分は「岡山県情報セキュリティ対策基準」（非公開）に定めるとおり。

※２… ただし、外部通信のない閉域環境で運用される生成 AI のうち、デジタル推進課が認めたものを除く。

　なお、デジタル推進課が指定していない生成 AI サービスで、機密性区分がレベル２又はレベル３の情報を取扱う必要がある場合は、デジタル推進課に対し、当該サービスの指定について協議を行うこと。

４　データ入力における注意事項

（１）デジタル推進課が指定する生成 AI サービスを利用する際の注意事項

・サービスごとに定められた「利用者」及び「利用可能な業務」を遵守して利用すること。

・個人情報を取り扱う場合は、以下の事項を遵守すること。

（ア）対象サービスの限定

◦ 個人情報を含むデータの入力は、入力可能な情報を「機密性区分がレベル３以下の情報」と定める生成 AI サービス（デジタル推進課指定）に限定する。

（イ）入力情報の最小化

◦ 次のような、漏えい時の影響が極めて大きい情報を入力してはならない。

- 特定個人情報（マイナンバー）
- 国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報
- 税務、各種給付、医療・福祉等の業務におけるシステムや Excel 等で管理するデータベース化された情報

◦ （ア）に該当するサービスに個人情報を入力する場合であっても、保有個人情報の利用目的のための必要最小限の入力とすること。

◦ 特定の個人を識別する必要がない場合は、可能な限り匿名化・仮名化した上で入力すること。

◦ 個人情報の入力が必要なケースは、協議等の文字起こしや資料の要約といった作業などを想定している。（その他、入力してよいか判断が付かない場合は、個人情報を含まないプロンプトとすること。）

（２）その他の生成 AI サービス（未指定）を利用する際の注意事項

・機密性区分がレベル２又はレベル３の情報を入力してはならない。

（個人情報等の職務上知り得た秘密を入力した場合、そのデータが生成 AI の学習に利用され、他のユーザーへの回答として出力される可能性があり、個人情報保護法や地方公務員法などの規定に抵触する重大なリスクがあるため。）

・利用する生成 AI サービスについて所属長の許可を得ること。また、所属長は、職員が生成 AI を適正に利用しているか指導・監督に努めること。

・入力したデータを学習に利用しない設定ができる場合は、この機能を設定して利用すること。

・入力したデータが保存されるサーバが国外に設置されている場合は、現地の法令が適用され、現地の政府等による検閲や接収を受ける可能性があることに留意して、利用するサービスを選定すること。

※「DeepSeek 等の生成 AI の業務利用に関する注意喚起」（令和７年２月６日デジタル社会推進会議幹事会事務局）についても併せて確認すること。

・サービス利用規約で独自の制限を設けている場合があるため、各サービスの利用規約を確認の上、利用すること。

・職員の私用デバイスへ私的にインストールされた生成 AI に職務上知りえた情報を入力しないこと。

5　生成物の利用における注意事項

（１）生成物の内容に事実と異なる情報や不適切な表現が含まれていないかを確認し、加除修正を行うこと。

・生成 AI は、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していくが、出力には虚偽や倫理に反する内容が含まれている可能性があるため、このような生成 AI の限界を知り、その生成物の内容を盲信せず、必ず根拠や裏付けを確認すること。

・利用者自身が生成物について説明できることを確かめた上で業務利用すること。（生成 AI の出力に基づいて行われた判断も説明責任の対象に含まれる。）

・安全性・公平性・客観性・中立性等に問題がないことを確認し、問題のある表現は必ず加除修正すること。（例：差別用語や倫理に反する表現が含まれていないこと、第三者の生命・身体・財産等に危害や悪影響を及ぼすことがないこと等を確認する。）

（２）生成物を利用する行為が著作権等を侵害しないことを十分に確認すること。

・生成 AI の生成物が、既存の著作物と同一又は類似している場合は、当該生成物を利用（複製や配信等）する行為が著作権侵害に該当する可能性があるので、著作権侵害がないか厳重に確認すること。

・生成 AI に対する指示に、既存の著作物や著作物のタイトル・著作者名等は入力しないこと。

・サービス利用規約で生成物の利用について制限を設けている場合があるため、各サービスの利用規約を確認の上、利用すること。

・生成物をそのまま使用せず、必ず内容を確認し、適切な修正を加えること。

（３）生成物について本県に著作権が発生しない場合があることに注意すること。

・生成 AI に対する指示が表現に至らないアイデアにとどまるような場合には、当該生成物に著作物性は認められないと考えられる。（※）

・生成物の著作物性は、個々の生成物について個別具体的な事例に応じて判断されるものであり、単なる労力にとどまらず、創作的寄与があるといえるものがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるものと考えられる。（※）

※「AI と著作権に関する考え方について」（令和６年３月１５日文化審議会著作権分科会法制度小委員会）から引用

６　生成 AI サービス特有のリスクケースへの対応

（１）生成 AI サービス特有のリスクケースの例

生成 AI サービスは、その特徴から、その出力結果に関して、生成 AI サービス特有のリスクケースが発生する可能性がある。以下に、生成 AI サービス特有のリスクケースの例を示す。

①生成 AI が人種・性別・文化等に関する偏見や差別を含む社会的に大きな問題となり得る出力を行った。

②生成 AI が攻撃的又は危険なコンテンツを生成した。

③生成 AI が事実と異なる情報を出力し（ハルシネーション）、職員がその情報を公開したことによって閲覧者又は第三者に不利益を与えた。

④職員が生成 AI により既存の作品に類似し、著作権の侵害等の問題が生じる可能性が高いコンテンツを意図せず生成し、利用したことで当該作品に係る権利者等から削除等の申出を受けた。

（２）リスクケースが発生した場合の対応

①生成 AI サービス特有のリスクケースが発生した場合は、所属長に報告の上、速やかにデジタル推進課に報告を行うこと。

②個人情報や機密情報などの非公開情報の漏洩が疑われる場合は、「情報セキュリティインシデント発生時の対応・報告フロー」に沿って、報告を行うこと。

③デジタル推進課は、発生したリスクケースについて、重要度・影響の程度等を踏まえ、適正に対処すること。

【参考資料】

・「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」
（令和７年５月２７日デジタル社会推進会議幹事会決定）

・「自治体における AI 活用・導入ガイドブック＜導入手順編＞（第４版）」
（総務省）